

# 新「住宅性能証明書」ご利用フロー

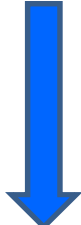
◎このフローをよくお読み頂き、最後まで青矢印で進む必要があることをご理解下さい。

●**基本的なご利用条件の確認** (◆1~5、全て条件を満たして頂く必要があります)

- 1、住宅の床面積が50㎡~240㎡の新築一戸建て住宅。
- 2、確認済証及び検査済証をSBCで交付する。
- 3、F35S又は設計性能評価又は単独申請をSBCに申請
- 4、中間検査(基準法・保険・F35S)をSBCで受ける(※条件備考参照)
- 5、長期優良住宅、低炭素建築物又は建設性能評価を利用しない。

NO  
→

全てYES



(☆条件備考)  
 ※兼用住宅は1/2以上住宅且つ兼用50㎡以下  
 ※新築且つ未入居であること  
 ※中間検査対象外の場合は工事監理報告書+写真要  
**(耐震等級は中間検査必須となります)**

- 関連制度・基準照合** (☆下記いずれかをSBCに利用・申請)
- (1) F35Sを確認申請と同時または中間検査前迄に申請交付(※2)又は中間検査以降完了検査前迄の場合、竣工後特例を受ける(※3)
  - (2) 設計性能評価書を中間検査前迄に交付受ける(※2)
  - (3) SBCが特に認めた場合、(1)(2)によらず基準照合する(単独申請)
  - (4) 竣工後の住宅である場合は設計性能評価書(耐震等級は除く)又はF35S適合証で適合が確認できる

NO  
→

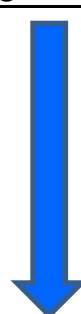
YES



※2: 中間検査前迄に住宅性能証明書の申請書を提出して下さい。  
 ※3: 完了検査前迄に住宅性能証明書の申請書を提出して下さい。

- 中間検査関係** (☆いずれもSBC検査に限る)
- 建築基準法の中間検査(特定工程)を受け合格
  - 瑕疵保険の中間検査(2回目・躯体)を受け合格
  - F35S中間検査を受け合格

YES



★中間検査以降に証明書の申請をご希望の場合は、**F35S竣工後特例**をご申請下さい。(耐震等級は除く)その他の方法はご相談下さい。

★中間検査対象外の場合  
**工事監理(施工)報告書及び必要な施工写真を提出必須**  
**(耐震等級は中間検査必須)**

NO

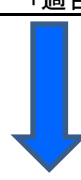
NO  
→

YES

- 完了検査関係** (☆いずれもSBC検査に限る)
- 建築基準法の完了検査を受け「検査済証」の交付を受ける
  - F35S利用の場合は上記に加えてF35S竣工検査を受け「適合証」の交付を受ける。

NO  
→

YES



完了検査後で関連制度利用無い場合は、F35S竣工後特例の設計及び現場検査に合格した場合に証明書の交付が可能です。その他の方法(単独申請)はご相談願います。

**証明書交付**  
 新「住宅性能証明書」を交付致します。  
 なお制度上の呼び方は従来制度との混乱を防ぐ意味で「新住宅性能証明書」となっておりますが、様式上、証明書は【住宅性能証明書】と記載されますのでご理解下さい。

新「住宅性能証明書」(H27年以降贈与)の交付が出来ません。

**【備考】**

長期優良住宅認定書、低炭素建築物認定書又は建設評価書の交付を受ける住宅はこの証明書の対象外(それらの書類で同様の非課税措置が可能)です。